

# 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見書の提出について

標記について、本府より総務省に対し、令和7年1月21日付けで下記の意見を提出しました。

## (1) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 施行規則の一部を改正する省令案

該当箇所	意見
第14条 侵害情報調査専門員の数	<p><b>■役務の規模等に応じた専門員の配置</b>            侵害情報調査専門員について、役務の内容や規模等に応じて、複数名を配置することとしてください。            平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数にかかわらず、役務ごとに1人という要件については、役務の内容や規模などによっては不十分である可能性があります。また、専門員の要件として、ガイドラインでは弁護士などの法律の専門家、あるいは日本の風俗や社会問題に詳しい者とされていますが、双方の要件を1人の専門員で満たすことは通常、困難です。したがって、専門員の数については、役務の内容や規模等に応じた人員数が必要であると考えます。</p>

## (2) 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン案

該当箇所	意見
I-1 大規模特定電気通信役務の該当性	<p><b>■中小のプラットフォーム事業者への対応</b>            インターネット上での誹謗中傷や不当な差別的言動などの権利侵害は、プラットフォームの規模に関わらず発生する問題であることから、中小のプラットフォーム事業者においても、権利侵害への適切な対処が行われるよう、明記してください。            本法案に関する衆議院及び参議院の附帯決議において、中小のプラットフォーム事業者等においても、投稿による権利侵害への対処が自主的・積極的に行われるよう、必要な施策を講じることとされています。</p>
II-2 侵害情報調査専門員(第24条)関係	<p><b>■専門員の要件(差別問題を明記)</b>            侵害情報調査専門員の要件として差別問題に係る見識を有することを明記してください。            同ガイドラインの「Ⅲ-3 措置の実施状況等の公表(第28条)関係」では、いわゆるコンテンツモデレーターへの訓練の公表について、「日本の風俗・社会に関する問題(差別問題等)」と、差別問題を明確に規定している一方、「II-2 侵害情報調査専門員(第24条)関係」では、差別問題を明記していません。対象の問題は双方とも同様であることから、専門員の要件においても、差別問題に精通している旨を明記してください。</p>

# 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見書の提出について

## (2) 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン案(続き)

該当箇所	意見
II-2 侵害情報調査専門員(第24条)関係	<p>■専門員の要件(人権課題や誹謗中傷等に関する知識を有する者を明記)</p> <p>専門員の要件として、ガイドラインでは日本の風俗や社会問題に詳しい者とされていますが、SNS上では現在も、いわゆる同和地区の識別情報の摘示など、日本固有の課題である同和問題をはじめとする不当な差別的言動や誹謗中傷が多発しています。このため、「同和問題、ヘイトスピーチ、障がい者、性的マイノリティといった種々の人権課題や誹謗中傷等に関する知識を有する者」という要件を明記してください。</p>
II-4 被侵害者以外の者による削除申出について	<p>■公的機関からの削除要請への対応</p> <p>特に法務省や地方自治体などの公的機関が人権侵害の恐れがあると判断し、削除を申し出た事象については、被侵害者からの申出と同様、迅速に対応するよう、ガイドラインに明記してください。</p> <p>ガイドラインでは、「被害者以外からの削除依頼も迅速に対応することが望ましい」とされていますが、同和問題やヘイトスピーチ等、人権問題にかかる不当な差別的言動については、被害者が声を上げにくい状況があり、規模の大きな集団に対する差別的言動では、その構成員が被侵害者に該当するか判断しにくいケースも想定されます。</p>
II-4 被侵害者以外の者による削除申出について	<p>■公的機関向けの申出フォームの設定</p> <p>省令第18条第5項第5号及び第6号では、日本の公的機関からの削除要請に関する公表について規定されています。この点に関して、プラットフォーム事業者が公的機関からの削除要請に適切に対応できるようにするため、被侵害者からの申出を受け付けるフォームとは別に、公的機関専用のフォームを設けることが望ましい旨をガイドラインに明記してください。</p>

(3)特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン案

該当箇所	意見
<p>全般</p>	<p>■偽・誤情報への対応                      本法案に関する衆議院及び参議院の附帯決議において、偽・誤情報等、真偽の不確かな情報が社会に悪影響を与えていることに鑑み、必要な施策について早急に検討し、対策を講じることとされていることから、本ガイドラインにおいて、偽・誤情報への対応についても明記してください。</p>
<p>本文及び関連裁判例一覧</p> <p>1. 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合</p>	<p>■記載内容の具体化・明確化                      送信防止措置の対象となる表現をより明確に記載してください。                      本項目は「2. その他送信防止措置を講ずる法令上の義務(努力義務を除く。)がある場合」と比べて具体性に欠けており、実効性を持たせるためには、送信防止措置の対象となる表現をより明確に記載する必要があります。                      法務省において「人権侵害事件調査処理規程」や「インターネット上の人権侵害情報による人権侵害事件に関する処理要領」等により実施した削除要請等の事例や、公益社団法人商事法務研究会による「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会とりまとめ」等を参考に、それぞれの人権課題ごとに送信防止措置の対象となる具体例を掲載してください。</p>